

岡崎市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を図るため借り入れた農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）の利子補給に対して、愛知県が市に交付する補助金に相当する額を市が予算の範囲内において支出する岡崎市農業経営基盤強化資金利子補給補助金（以下「県費分補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、県費分補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む）の認定を受けた農業者をいう。

2 この要綱において「市費分補助金」とは、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例（昭和46年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。）第4条に基づき交付する農林業経営改善近代化資金利子補給金をいう。

(補助対象者)

第3条 県費分補助金の補助対象者は、認定農業者とする。

(補助対象経費)

第4条 県費分補助金の補助対象経費は、毎年1月1日から12月31日までの期間に支払ったスーパーL資金の約定利息とする。

なお、平成22年4月23日以降に貸付決定を受けたスーパーL資金については、貸付後5年間に限るものとする。

(県費分補助金の額)

第5条 県費分補助金の額は、愛知県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第3の規定により算出した額とし、当該補助対象者に対し交付する市費分補助金の金額を超えないものとする。

(交付申請)

第6条 県費分補助金の交付申請をしようとする者は、別紙様式第1号による岡崎市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、1月20日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 融資機関に支払った利子額を当該融資機関が証明した書面
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市費分補助金と合わせて県費分補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例施行規則（昭和46年岡崎市規則第17号）第3条第1項の農林業経営改善近代化資金利子補給金交付申請書を兼用して提出することができる。

（県費分補助金の交付決定）

第7条 市長は、県費分補助金の交付決定をした場合は、県費分補助金の交付を申請した者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、市費分補助金と合わせて県費分補助金の交付決定をする場合は、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例施行規則第4条の農林業経営改善近代化資金利子補給金交付決定通知書と兼用して通知することができる。

（実績報告等）

第8条 規則第10条、第11条及び第4章の規定は、県費分補助金について準用する。

2 市費分補助金と合わせて県費分補助金の実績報告をしようとする者は、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例施行規則に基づく実績報告書を兼用して提出することができる。

3 市長は、市費分補助金と合わせて県費分補助金の額の確定の手続きを行う場合は、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例施行規則に基づく確定通知と兼用して通知することができる。

（共通事項）

第9条 第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項及び同条第3項の場合にあっては、市費分補助金と県費分補助金の区分を明確にするものとする。

（附 則）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（附 則）（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

岡崎市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住所又は所在地

団体名

(代表者) 氏名 ()

() 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり 年度岡崎市農業経営基盤強化資金利子補給補助金を交付してください。

借り入れた資金の明細	種類			
	用途			
	借入年月日	年	月	日
	借入金額	円		
	借入利率	年	パーセント	
	償還期間	年(据置期間 年)		
	利子の支払期	毎年 年 月 回支払		
元金及び利子の支払の明細	支払期	元金	利子	
		円	円	
		計		
交付申請額	円 算出基礎			

注 この申請書には、当該融資機関に支払う当該経営資金の利子額をその融資機関が証明した書面を添付してください。